

【注意】【2017年度以降入学者】

専門演習履修者の「専門演習（卒業論文）」の単位認定について

2017年度入学者から、「専門演習（卒業論文）」は学期ごとに単位を修得する必要があります。専門演習履修者が、在学中に1学期間あるいは2学期間留学した上で、4年間で卒業を希望する場合は、留学からの帰国後に、留学先で単位修得した科目（以下「留学先科目」という。）の中から本学の「専門演習（卒業論文）」科目への単位認定を行うことで当該科目の単位を修得する必要があります。万が一、「専門演習（卒業論文）」の単位認定ができない場合、専門演習履修者の卒業要件を4年間で満たすことができなくなります。その場合は、ゼミナールを退出してコース選択に切り替えない限り、4年間で卒業ができなくなりますのでご注意ください。

単位認定を行うには、「専門演習（卒業論文）」（2単位分）と同等の授業時間数が必要となるため、単位認定を希望する留学先の科目の授業時間数は1,350分以上（675分=1単位換算）が必要です。

※留学先大学の1科目分の授業時間数が本学の2単位分に満たない場合、「本学1単位分相当の留学先科目×2科目」で「専門演習（卒業論文）」（2単位分）に単位認定することが可能です。

※本学における2学期間分を留学した学生は、「専門演習（卒業論文）」（4単位分）の単位認定が必要です。

【手続の流れ】

以下3点を持参して、専門演習指導教員に「専門演習（卒業論文）」への単位認定の可否について確認を行う。

1. 「単位換算計算用紙」
2. 留学先科目の授業時間数を確認できる根拠書類（学年暦・時間割・授業時間等が明記されているもの。シラバスに記載されている場合はシラバスでよい）
3. 「専門演習（卒業論文）」として単位認定を希望する留学先科目のシラバス

【専門演習指導教員へ】

学生が持参した書類に基づき、①時間数が1,350分以上であるかどうか、②留学先科目の内容がご自身の担当する「専門演習（卒業論文）」へ単位認定できるかどうかについて、確認してください。

単位認定を認める場合、『専門演習（卒業論文）の授業内容に相当するとみなす』との文言を留学先のシラバスの余白に記入し、日付を記載のうえ、ご署名をお願いいたします。

何か不明な点があれば、政治経済学部事務室の国際担当（内線：4177）までお問い合わせください。